

■目的

若狭町が将来にわたって成長力を確保するには、住民が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。そこで、行政・団体・住民・事業者等が各取り組みの方向性、必要性を確認・確立し、共にすることにより、地域課題解決の加速化を図り、地方創生の取り組みをより一層充実・深化させ実行力を高めるため、SDGsを原動力としたまちづくりを推進します。

■展開内容（予定）

Step 1：理解促進

行政内の理解促進，住民の理解促進

Step 2：まちづくりでの連動

各種計画・制度・事業に導入，
まちづくり教育(探究活動)への導入

Step 3：住民、地域、事業者、行政の協働活動

全町的なパートナー組織設置，補助制度

○行政の率先した取組

→アイコン展開、役場SDGs，職員My SDGs

○広報活動

→広報でのSDGsコーナー設置

○総合計画にSDGs目標設定

→施策・事務事業・重点プロジェクトにSDGs目標設定

○地域づくり活動、住民グループ活動、各種団体活動へのSDGs導入

→各事業の見直し、補助制度に導入

○民間事業者と協調した取り組みの推進

→公民連携事業の推進、民間事業者とのSDGs共有

■推進体制

《 庁内推進体制 》



将来も住み続けられるまち

■方向性

SDGsの取り組みは、ステークホルダーの主体的な行動が重要となることから、町が先導役となって、SDGsの理念の共有、理解に向けた情報発信・普及啓発に取り組んでいきます。

■実施内容（案）

実施項目		実施内容・方法	活動単位	実施時期	備考
A 若狭町役場・職員の取組					
職員 意識 向上	①研修会開催	・職員研修会で、SDGsの概要、必要性等を学ぶ。	職員	21.09	
	②My SDGs活動	・職員個々でSDGs目標を定める。（業務に関係なくプライベートの取組含む） ・設定した目標は、名札にアイコン表示する。（シール）	職員	21.11	
	③役場・事業所としての活動	・事業所としてのSDGs目標を設定し、取組を実施する。	職員	22.01	
B 行政運営上の取組					
庁内 組織	①SDGs宣言	・各課の業務目標に応じて課のSDGs目標を設定する。 ・各課サイン等にSDGs目標のアイコンを表示するとともに、課の目標・アイコンを掲示する。 ・庁舎玄関にSDGsに取り組んでいることを表示する。	各課	21.11	
	②立案展開	・事業立案にはSDGsを関連付けるとともに、庁内資料（特に政策的な資料）にはアイコンもしくは、目標番号を配置する。 → 予算要求資料、議会資料・・・	各課	21.10	
情報 発信	③事業展開	・事業・イベントの目的に応じたアイコンをチラシや当日資料、会場案内等に配置する。 ・町からの通知、連絡、お知らせに内容に応じたアイコンを配置する。	各課	21.10	
	④対外展開	・プレスリリース、記者会見資料、国県提出資料等にアイコンを表記し取組姿勢を示す。	各課	21.10	
C 住民理解の促進					
①広報活動		・広報わかさに、町内事業所の取組を紹介。 ・特集記事にはアイコンを表記する。	政策・総務	21.12	
②研修会		・住民向けの研修会を開催する。（地域づくり協議会、住民団体） ・各種会議の時間を活用して周知する。	政策	22.03	